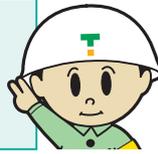


検査員の現場報告2



外壁工事用足場が構内第一柱の高圧充電部に近接！

白石事業所 松本 綾人

お客さまへの電気事故防止のお願いについて、重要性を再認識した事例をご紹介します。

【状況】

9月上旬の13時過ぎ、当事業所の所長から電話があり「事業所に帰所途中、お客さま建物周囲に工事用の足場が設置されており、構内第一柱の高圧充電部に近接しているように見えた」との連絡を受けました。お客さまへ電話連絡し確認したところ、「建物外壁の工事を行っているが、現場責任者が一時的に現場を離れており状況等についての詳細は分からない」とのことでした。場合によっては、感電死傷等の重大災害にもつながるおそれがあることから、直ちに現場の確認に向かいました。

【調査】

14時頃現場に到着し、地上から工事用の足場を確認したところ、構内第一柱の避雷器用高圧カットアウトスイッチに近接して設置されていました。また、高圧カットアウトスイッチに接続されている高圧絶縁電線は、足場にかげられたネットに触れている状態でした。幸い、高圧充電部付近での作業は行われていませんでしたが、作業している方々への現状周知と安全措置が必要であるため、現場責任者に電話連絡して説明したうえで作業を中断していただき、応急的に充電部周辺の立入禁止区画を行いました。

【原因】

工事場所が建物外壁であることから、電気関係での危険は無いように思われますが、電気設備の設置形態や工事内容によっては電気事故の危険が伴う可能性があります。高圧充電部は接近するだけでも感電のおそれがあり危険なため、接近して作業するには十分な安全措置が必要であるという知識が不足していたのではないかと考えられます。

【復旧】

現場の危険性や安全措置のための停電が必要であることをお客さまにご説明したところ、直ちに停電の計画をしていただきました。また、電気工事会社さまのご協力もあり、数日後には高圧絶縁用防護カ



バーの取り付け及び立ち入り禁止場所の区画が完了し、安全な作業場所を整えることができました。

【お客さまの声】

「外壁工事だけで電気には関係無いと認識していたため、発見し対処していただいたことで感電事故を未然防止してもらい、ありがとうございました」と感謝の言葉をいただきました。

【まとめ】

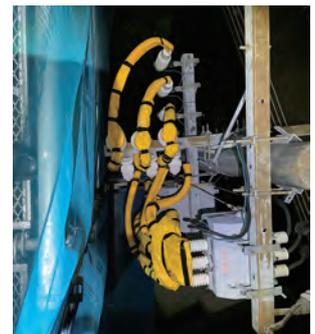
今回の事例は、構内第一柱が建物近くにあるため、工事用の足場が高圧充電部に近接して設置されていたというものでした。本来、足場を設置する前に停電し安全措置をしていれば、このような危険を防止することができたものです。月次点検等で定期的実施している、お客さまへの「電気事故防止のお願いについて」のご説明と問診の重要性を再認識し、建築工事または掘削工事を行う場合にはご連絡をいただけるよう、今後もお客さまとのコミュニケーションを深め、この経験を生かしたいと思えます。



工事用足場が近接



立入禁止の応急措置



高圧絶縁用防護カバー取り付け